

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日／2024年2月23日 VOL. 36

第29回裁判期日 報告 母子家庭の意見陳述

12月13日、松山地裁で第29回裁判がありました。公判前、13時より宣伝行動を9名で、パネルや旗を持っての、スタンディング宣伝行動を行いました。

裁判には、多くの人が傍聴席を埋めました。原告は6名、傍聴席には約25名。愛媛大学の学生さんもたくさん来られました。

まず、弁護団からは大阪高裁判決(4/14)の問題点を指摘する準備書面の要旨説明がありました。

ついで、母子家庭の原告から意見陳述がされました。裁判が始まって10年が経ち、当時小1だった子どもが高校生になったこと。授業料が無料になったとはいえ入学の諸費用が大変なこと。電子機器が常用化される昨今、子どもの教育にかかる費用などについての苦悩が語られました。高校の学費だけではなく、その授業に関する教材費用に、部活に関する費用、

次回裁判のお知らせ

次回第30回期日は、松山地方裁判所にて3月13日(水)14時から行われます。傍聴ならびにご支援をよろしくお願ひいたします。

★スタンディング宣伝(裁判所前)

13:00~13:30

★報告集会 14:45頃~(予定)

交通費、昼食にかかる費用など、学費よりも諸費用が高くなります。

一般の家庭でもお金がかかります。これから将来を考える学生にも、生活保護の有無に関わらず、子どもたちには、多くの選択ができる世の中になって欲しいと思います。

全国の裁判では勝訴が続き、明らかに潮目も変わりました。結審を心待ちにしている私たちは、次回、次次回の予定が裁判官から告げられると、少しまだ不安になります。しかし、それを払拭すべく、みんなで勝利を勝ち取りたいと思います。

裁判後の報告集会には、裁判参加者等20名が参加しました。裁判内容の解説を菅弁護士よりして頂きました。岡崎弁護士からは、愛媛新聞の記者からの取材報告をして頂きました。

このほか、12月10日のシンポジウムの報告と、参加者からの感想などなど交えて、終始笑顔で終わりました。



木村草太講演会に 150 名 日弁連・貧困問題キャラバン 愛媛大学南加ホールで開催



昨年 12 月 10 日 愛媛大学南加記念ホールで、日本弁護士連合会と愛媛弁護士会が主催の市民シンポジウムが開催されました。150名が集い、大盛況な会でした。

私たちいのちのとりで裁判愛媛アクション

では、準備のお手伝いをさせて頂きました。

「すべての人が人間らしく豊かに生活するために」と題して、2部構成でシンポジウムを行いました。

第1部では、木村草太氏（東京都立大学教授）による基調講演を行いました。表題は、「憲法 25 条の現代的展開～生活保護基準引き下げ訴訟を例に～」とされ、憲法学者の視点から、経済活動の自由や財産権の保障について冒頭で説明しながら、生命についての保障を、生存権のしくみと生活保護基準引き下げ訴訟の意義と判決の特徴をお話していただきました。

第2部では、愛媛の現地報告としてシングルマザー、低年金高齢者、生活保護利用で人間らしく生きたい裁判原告の3人、その後に弁護士や研究者から報告いただきました。



開会挨拶の愛媛弁護士会 高橋会長

シングルマザーや低年金高齢者らの報告は、心を揺さぶられます。原告は、自身の生活の厳しさとともに、子どもや親族への影響を気にして、声を上げたり裁判の原告になることをあきらめざるを得ないことを話しました。そして裁判も長期化して、亡くなる者もいて辛い気持ちにもなることを話しました。

各報告からは、一縷懸命生きていても、その生き方が報われない悲痛さが、本当によく伝わりました。そして愛媛の弁護団長（菅陽一弁護士）からの報告と続きました。

その後は、社会保障法研究者の立場から、当会の会長である鈴木靜愛媛大学教授、日弁連からの森典弘弁護士と、小久保哲郎弁護士の報告がありました。

参加者の皆さんからは、「木村先生の話は分かりやすかった」「当事者の方の声を生で聴くことで、問題の深刻さ、考えるべき問題であることを強く実感した」「シングルマザーの方や低年金高齢者の方の生の声が響きました」等の意見、それに「日弁連が提案している生活保障法が早く成立することを望む」等の感想が寄せられました。

最後になりましたが、木村草太先生、現状を報告してくださった皆様方、参加された市民の方々、学生さん、日弁連や愛媛弁護士会、愛媛大学等の皆様方、お世話になりました。



鈴木靜教授



菅陽一弁護士

原告勝訴の潮目続く

名古屋高裁勝訴 国の賠償も

昨年 11 月 30 日、名古屋高等裁判所で寒さを吹っ飛ばす勝訴判決がありました。高裁レベルの判決は 2 件目で、昨年 4 月の大坂高裁敗訴を覆すものになりました。

名古屋高等裁判所で行われた、生活保護費を段階的に引き下げたことに関する、取り消しを求めた訴訟で、長谷川恭弘裁判長は引き下げを取り消すとともに、同様の集団訴訟で国に賠償を命じる判決を下しました。

全国 29 の地裁で行われている同様の訴訟で、国の賠償責任を認めたのは初めてです！この結果を受けて、私たち、いのちのとりで裁判愛媛アクションでは、声明文を出しました！（別紙 4 ページ参照）

地裁でも勝訴続く

今年に入ってからは、1 月 15 日に鹿児島地裁判決がありましたが、ここでも勝訴です。鹿児島地裁判決（坂庭正将裁判長）は、生活保護費減額処分に対し取消しを命じる勝訴判決となりました。

ついで 1 月 24 日の富山地裁、2 月 22 日の津地裁でも勝訴判決が続きました。本当に嬉しい限りです！

これで全国的にも、地裁判決は 15 勝 11 敗、高裁では 1 勝 1 敗です。この 1 年余りでいうと、完全に原告の要求を受け入れる勝訴判決が続いています。

私たち、いのちのとりで裁判愛媛アクションの判決は残る 3 地裁のうちのひとつになります。この良い風に後押しされながら、良い報告を皆さんに伝えられるよう私たちも一層団結し、頑張っていきたいと思います。



(表) いのちのとりで裁判一覧 (2024.2.22 時点)

1	2020年 6月 25日	名古屋地裁	×
2	2021年 2月 22日	大阪地裁	○
3	2021年 3月 29日	札幌地裁	×
4	2021年 5月 12日	福岡地裁	×
5	2021年 9月 14日	京都地裁	×
6	2021年 11月 25日	金沢地裁	×
7	2021年 12月 16日	神戸地裁	×
8	2022年 3月 7日	秋田地裁	×
9	2022年 5月 13日	佐賀地裁	×
10	2022年 5月 25日	熊本地裁	○
11	2022年 6月 24日	東京地裁	○
12	2022年 7月 27日	仙台地裁	×
13	2022年 10月 19日	横浜地裁	○
14	2023年 2月 10日	宮崎地裁	○
15	2023年 3月 24日	青森地裁	○
16	2023年 3月 24日	和歌山地裁	○
17	2023年 3月 29日	さいたま地裁	○
18	2023年 4月 11日	奈良地裁	○
19	2023年 4月 13日	大津地裁	×
①	2023年 4月 14日	大阪高裁	×
20	2023年 5月 26日	千葉地裁	○
21	2023年 5月 30日	静岡地裁	○
22	2023年 10月 2日	広島地裁	○
②	2023年 11月 30日	名古屋高裁	○
23	2023年 12月 14日	那覇地裁	×
24	2024年 1月 15日	鹿児島地裁	○
25	2024年 1月 24日	富山地裁	○
26	2024年 2月 22日	津地裁判決	○

○処分取消し請求認容（原告勝訴） ×請求棄却（原告敗訴）
地裁では 15 勝 11 敗、高裁では 1 勝 1 敗。

年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて 2022 年度会費をお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費

個人会員 — 1 口 500 円から
団体会員 — 1 口 1,000 円から

◆振込先

ゆうちょ銀行 01640-3-132357
名義：生存権裁判を支える愛媛の会

声 明

生活保護費引下げ訴訟（いのちのとりで裁判）名古屋高裁判決について

2023年11月30日

愛媛・人間らしく生きたい裁判原告団

愛媛・人間らしく生きたい裁判弁護団

いのちのとりで裁判愛媛アクション

本日、名古屋高等裁判所で原告勝訴の判決が出ましたことを、心から喜んでいます。

この裁判は、全国29都道府県でたたかわれています。地裁段階すでに12勝しており、高裁段階では2例目の判断で、初の原告勝訴です。今年4月に大阪高裁判決で原告敗訴の判断が出ましたが、その後の地裁判決は全て原告勝訴、そして今回の名古屋高裁も原告勝訴です。もはや原告勝訴の流れは、確固たるものになりました。

本判決は、生活保護基準引き下げの根拠とされたデフレ調整、ゆがみ調整が行われたことを、統計等との客観的数値との合理的関連性、専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の裁量権の逸脱をしていることは明らかで、生活保護法に違反すると判断しました。さらに、国に対して損害賠償を命じました。一連の裁判で損害賠償を命じた判決は、今回が初めてです。

愛媛の原告は、名古屋高裁判決の一報を聞き、声をあげて喜びました。原告の一人は、「名古屋高裁の原告勝訴は、全国の原告や弁護団とともに協力して勝ち取ったもの。愛媛の原告の私もわがこととして嬉しい」と話しています。

私たちは、司法判断の流れがこれまで以上に明確になったことをふまえ、裁判を長引かせずに、一刻も早く政治的判断による解決を求めます。とはいえて争中の私たちは、松山地方裁判所に原告らの生活実態に即した法的解釈を行い、日本国憲法の理念を踏まえた現代社会に相応しい判断を下されることを期待いたします。

明日12月1日には、東京の弁護士会館で名古屋高裁判決後の緊急集会が開かれます。愛媛からはいのちのとりで裁判愛媛アクション会長の鈴木靜が参加します。また、12月10日には日弁連・愛媛弁護士会主催の「貧困問題全国キャラバン すべての人が人間らしく豊かに生活するために」(基調講演は木村草太都立大教授、現地報告は愛媛の原告らが発言)を予定しています(別紙参照)。12月13日(水)14時からは、松山地方裁判所で第27回期日が開かれます。取材していただけますようお願いいたします。

以上

愛媛新聞1面に大きく紹介されました。→





今年初の判決

鹿児島地裁も勝訴

合理的で説得力のある判決

保護費減額の取消しを命じた鹿児島地裁

1月15日、鹿児島地方裁判所は、鹿児島県内の生活保護利用者30名が鹿児島市、出水市、国を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

高裁を含め14例目の勝訴

これまでに言い渡された26の判決（うち2つは高裁判決）のうち、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決、和歌山地裁判決、同年3月29日のさいたま地裁判決、同年4月11日の奈良地裁判決、同年5月26日の千葉地裁判決、同年5月30日の静岡地裁判決、同年10月2日の広島地裁判決、そして同年11月30日の名古屋高裁判決に次ぐ、地裁では13例目、高裁を含むと14例目の勝訴判決となります。厚生労働大臣の処分の違法性を認める流れには搖るぎありません。

弁護団は「国は控訴せず従うべき」

判決後に開いた記者会見で、弁護団長の増田博弁護士は、「なぜ苦しい生活をしている人の支給額を引き下げなければならないのか、裁判所が見事に判断した。合理的で説得力のある判決で國も控訴せず従うべきだ」と評価するとともに、早期の解決を求めました。

原告は「感無量」「やっと勝てた」

原告の男性（73歳）は喜びの声を上げると同時に、生活の大変さを訴えて「国が保護基準を上げる後押しになってくれると良い」と語りました。さらに、支援者も「たたかわなければと思っただけで、提訴した頃は勝てるとは思っていなかった。全国のたたかいが流れを作ってくれた。勝てて嬉しい」と語りました。



（勝訴旗をかける鹿児島弁護団）

これからは、残る6地裁、さらには続々と高裁判決が続きます。また、既に大阪訴訟、愛知訴訟が最高裁でのたたかいになっています。ご支援をお願いいたします。

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクションHPに掲載しています。どうぞご覧ください。
<https://inochinotoride.org/>

共同代表と事務局から新年のご挨拶



本来の目標に向けて

藤井 克徳

(共同代表・きょうされん専務理事)

私たちの「いのちのとりで裁判」とは何でしょうか。直接の目標は、「負を埋める」ことです。政府によって削られた生存権を回復させることです。これだけを聞けば、元の状態に戻して目標は達成と言うことになります。本来の目標はそうではありません。生活保護基準を飛躍的に引き上げることです。さらには、その向こうに憲法25条の完全実現を図るための新たな法体系づくり、生活保護法に代わる生活保障法(仮称)の打ち立てがあるのです。

そうしてみると、「負を埋める」運動は、本来の目標の実現からみれば途中段階に過ぎないので。もちろん甘くみることは禁物です。完全に勝利することであり、そのことが新たな未来への反転攻勢の足場づくりになるのです。「いのちのとりで」の運動は、個々の裁判支援にとどまらず、全国の原告と弁護団、支援者をつないでくれました。

今年は、このつながりをさらに強め、関連する裁判のすべてで勝利していきたいと思います。「取り戻す」の運動から、「新たな未来づくり」の運動へと発展させていこうではありませんか。

希望と前進の年に

木下 秀雄

(共同代表・大阪市立大学名誉教授)

2024年、新年おめでとうございます。能登地震など波乱の幕開けとなりましたが、様々な困難を乗り越えて希望と前進の年にしたいと思います。

私は「生活保護基準引き下げアカン、大阪の会」の共同代表をしています。

昨年4月14日に大阪高裁で、2021年2月22日の大阪地裁判決をくつがえす、極めて悔しい、そしてひどい判決が出ました。しかし、その後千葉地裁、さいたま地裁、静岡地裁、11月30日の名古屋高裁判決と、原告勝訴判決が続きました。12月の那覇地裁判決は残念でしたが、大阪高裁判決の逆流を許さない各地の判決を見て、改めてこのいのちのとりで訴訟の素晴らしいところは、全国で同じ志を持って訴訟を提起し、闘っていることだと実感しました

今後、各地の地裁、高裁で原告勝訴の判決が続くよう、そして大阪事案の最高裁での再逆転勝訴実現のために、今年も全国の皆さんと力を合わせたいと思います。





生活保護はますます重要に

稻葉 剛

(共同代表・つくろい東京ファンド代表理事)

本年1月1日に発生した能登半島を震源とする大規模な地震は、未だ全容が明らかにならないほどの甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

2011年に東日本大震災が発生した際は、災害や原発事故の直接的・間接的な影響により、数か月後、人によっては数年後に生活に困窮され、生活保護を申請された方がいらっしゃいました。その後、各地で毎年のように大規模な自然災害が発生し、想定していなかった感染症のパンデミックも起きる等、人々の生活を脅かすリスクが高まる中、「いのちのとりで」である生活保護の重要性はますます高まっていると言えます。

生活保護制度をめぐっては、違法な水際作戦など制度の利用を阻む要因がまだまだ残されていますが、制度を利用して基準が不当に低すぎるため、困窮者支援団体の食料配布に頼らざるをえない人が続出しています。

昨年の名古屋高裁における逆転勝訴判決は、生活保護制度のあるべき姿を改めて示してくれたものでした。誰もが健康で文化的な生活を保障される社会にしていくため、今年も力を合わせていきたいと思います。よろしくお願ひします。

権利はたたかう者の手にある

井上 英夫

(共同代表・高齢期運動サポートセンター理事長)

寒中お見舞い申し上げます。

昨年は、戦禍絶えず、絶望的にもなりましたが、名古屋高裁判決という素晴らしいプレゼントがありました。

憲法25条の条文に忠実に判断し、国を断罪しました。生活保護は、人権である。国が、「主権者たる国民」に「健康で文化的」な生活を保障し、さらに「向上増進」させなければならない。引き下げなどもってのほかとし、その苦痛に対して慰謝料をも認めました。

判決は、憲法97条のいう「人権のためのたたかいの成果」に他なりません。皆さん、負けても、負けてもたたかい続けたからこそこの成果です。

元旦、金沢は快晴でしたが激しい揺れが襲いました。私たち老夫婦は無事でしたが、珠洲、輪島等能登の被害は甚大です。それでも能登の人々は黙して、必死に耐えています。能登料理を堪能できるような「人間の復興」を祈るばかりです。

しかし、国は災害対策も生活保護・社会保障も「公助」で寄り添うのみだと、自助・頑張りを強要します。どこに、どのように住むか、自分で決定できる。貧困や過疎化、災害をこえて、「住み続ける権利」を人権として保障せましょう。

裁判の舞台は最高裁にうつります。人権のためのたたかいを「燎原の火」のように広げ、最高裁そして日本の国を変えましょう(名古屋高裁判決については、『ゆたかなくらし』2月号(1月発行)をご覧ください)。



「係争中だから」と逃げることは許されない

田川 英信（事務局・社会福祉士）

昨年11月30日の名古屋高裁判決後に、三日間にわたって衆参の厚生労働委員等の国会議員に要請しました。その際に一番強い反応があったのは、被告側が国会答弁と違うことを裁判で主張していると説明した時でした。

引き下げ当時、「物価が下がったことによって実質的に購買力が増えた」から生活保護基準を下げたと政府は国会で説明していました。もちろん、いのちのとりで裁判でも同様の主張をしていました。

ところが、デフレ調整の根拠として独自に作成した「生活扶助相当 CPI」のポンコツぶりが裁判で明らかになり、物価下落による保護基準引き下げは違法だとする原告勝訴判決が相次ぎました。

そこで、被告側は「一般世帯の所得水準が低下したこととのバランスをとる」ために保護基準を下げたと主張を変えるに至りました。裁判の主張を途中で変える、これは被告側が迷走している証です。国会への説明とも食い違うことを裁判で主張することは、立法府を愚弄し、主権者である国民を馬鹿にしています。

もう被告側は詰んでいます。厚労大臣・政府は、係争中だからと逃げず、早期解決を図るべきです。



くいのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座) ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(添みヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031



わたしたちは独りじゃない

坂下 共（事務局・きょうさん）

いのちのとりで裁判を野球に例えると、序盤3回を終わったあたり。予想を上回って優勢に立っている、といったところでどうしようか。これからよいよ中盤に入ります。地裁判決が残りわずかとなり、ここからは高裁でのたたかい、そして最高裁を見据えたとりくみに重点を置くことになります。

日頃は感じ取ることが難しいのですが、オンラインや対面での集会などに見知った人々が集つてくると、「わたしは、わたしたちは独りじゃないんだな」と強く勇気づけられます。自己責任論が根強く社会にはびこるなかで、時にくじけそうになることもありますが、各地で原告として立ち上がった人、それを懸命に支える人を思い浮かべることで、力が湧いてきます。大阪高裁での悔しい敗訴、名古屋高裁での完全勝訴という2023年をふりかえって、その思いを強くしました。

野球はツーアウトから、という言葉があります。勝敗は試合終了となるまで何が起こるか分からぬ、あきらめずに、という意味です。早期の全面解決をめざして、今年も力を合わせてともに前に進んでいきましょう。

今後の予定

2月2日

大阪訴訟の最高裁要請行動

3月14日13時半

秋田訴訟仙台高裁判決

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。



富山地裁でも勝訴

大雪の中での判決 これで地裁は14勝11敗に



(判決後の集会で喜びを語る原告男性)

鹿児島に引き続く勝訴

2024年1月24日、富山地方裁判所は、富山市在住の生活保護利用者5名が、富山市等を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。これまでに言い渡された27の判決（うち高裁判決）のうち、地裁では14例目、高裁を含むと15例目の勝訴判決となります。今年に入つてからは1月15日の鹿児島地裁での勝訴判決に続く2例目の勝訴判決です。

判決はデフレ調整等を違法と判断

判決は、厚生労働大臣が「生活保護世帯におけるデフレによる可処分所得の実質的増加の有無・程度」を測定するために用いた独自指標である生活扶助相当CPIについて、生活保護世帯の消費構造から大きく乖離し、可処分所得の実質的増加分が過大評価されていることなどから統計等との客観的数値との合理的関連性及び専門的知見との整合性を有していないなどと判断。生活保護基準引下げを決定した厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があるとして、同大臣の裁量権の逸脱・濫用を認めました。

裁判官が自分の頭で考えた判決

判決後に開いた報告集会で、弁護団事務局長の西山貞義弁護士は、「デフレ調整についてしっかりと審査し、自分の頭で判決を書いている。とても良い内容の判決だ」と評価しつつ、違法判決が続いていることから厚労省は誤りを認め、早期の解決をすべきと求めました。

裁判官が自分の頭で考えた判決

引き続いて、原告の男性は「ともかく勝利しました、だけどこの勝利はまだ1歩目の勝利ですから。国は一審で勝っても巻き返しを必ずしてくる。これからが本番、もう1つの本番がきょう始まった」と話しました。さらに、石川県の原告も会場で「物価偽装は犯罪的」などと発言しました。いよいよ残るのは5地裁、そして続々と高裁判決が出されます。大阪訴訟、愛知訴訟は最高裁でのたたかいになっています。引き続き、皆さまのご注目とご支援をお願いいたします。

（以上、ここまで）



（勝訴旗を掲げる弁護団）

